

次期京都市人権文化推進計画にかかる中間まとめ

(素案・第 2 章及び第 3 章部分)

## 目 次

### 1 第2章 各重要課題について

- ・ 男女共同参画と女性の人権尊重 ..... 1
- ・ 子どもを共に育む社会づくり ..... 3
- ・ 高齢者の人権擁護と支え合う健康長寿のまちづくり ..... 6
- ・ 障害者の人権擁護と互いに支え合うまちづくり ..... 8
- ・ ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組 ..... 11
- ・ 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重 ..... 12
- ・ 感染症患者等の人権擁護 ..... 14
- ・ 犯罪被害者の人権擁護 ..... 15
- ・ ホームレスの人権擁護と自立支援 ..... 16
- ・ 安心して働き続けられる職場づくり ..... 17
- ・ 様々な課題 ..... 18

### 2 第3章 人権施策の推進 ..... 20

## 【男女共同参画と女性の人権尊重】

「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」、「家庭生活における男女共同参画」、「意思決定の場への男女の均等な参画の推進」などの取組を進めるほか、「DV対策の強化」を重点分野として位置付けて積極的な取組を進めていきます。

### 1 主な課題

- ◆ 女性の就業率（約6割）は男性（約8割）に比べ低く、また、企業等において管理職等に占める女性の割合は依然として低い状況です。
- ◆ DV相談件数はここ数年全国的にも増加傾向にあり、未然に防止するための啓発や被害者の意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援を総合的に、迅速に取り組む必要があります。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）については、法制度や相談体制が整備されてきているものの、依然として多くの相談事例があり、防止のための事業主の更なる意識改革が必要です。

### 2 今後の施策の在り方

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現する必要があります。

そのために、ひとりひとりの人権を尊重することを基礎としながら、性別に捕らわれず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して各種の取組を推進します。

また、その中では、社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）に基づく固定的な役割分担等に捕らわれない視点も必要です。

#### （DV対策）

- 京都市DV対策基本計画に基づき、DV対策をより一層総合的かつ計画的に推進
- ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、女性の人権尊重に向けた広報・啓発の強化、相談・救済機能の充実及び関係機関等との連携による被害者への支援

#### （雇用・意思決定）

- 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等を図るため、事業者に対する広報、啓発活動の積極的な推進及び事業者の自主的な取組を促進
- 男女があらゆる分野での政策・方針等意思決定に参画できるよう、具体的な登用計画の策定に基づく市の附属機関等における女性委員の登用の推進、企業、各種団体等の取組の支援

#### （啓発・広報）

- 男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動の積極的な推進、市民等の自主的な取組の支援

#### （保育・学校教育）

- 全ての子どもが、男女を問わず等しく個性ある人間として尊重され、ひとりひとりが自己の能力を十分発揮できる資質や能力の基礎を培う取組の推進
- 保育、教育活動の中に、性別による固定的な役割分担を反映した慣行や子どもた

ちへのかかわりが残されていないかの点検，改善

- 男女平等に関わる教育の一環として，学校・家庭・地域の連携の下，子どもたちの性に関する意識や実態に即した教育の推進

#### こんな場合はどうすれば…

- ◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）かもしれないと感じたら…  
⇒ 京都市DV相談支援センターにて相談，支援を行っています。
- ◆ 身のまわりで，男性だから？，女性だから？と疑問に思ったら…  
⇒ 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）において，性別による人権侵害等についての相談（京都市男女共同参画苦情等処理制度）を行っています。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を受けたら…  
⇒ 勤め先の相談部署に御相談ください。  
また，京都労働局や京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）でも，相談をお受けします。

※ 京都地方法務局において実施している人権擁護委員による「女性の人権ホットライン相談電話」でも上記事例の相談をお受けします。

## 【子どもを共に育む社会づくり】

「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）の推進」、「子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」、「児童虐待対策の推進」などの取組を進めるとともに、更に充実を図っていきます。

### 1 主な課題

- ◆ 少子化の進行、また、地域の共同関係の希薄化などによる子育ての孤立化が課題となる中、子育てに対する不安や負担感、孤立感を感じている人も少なくありません。
- ◆ 児童虐待相談・通告件数は増加の一途をたどっていることから、更なる体制の強化や資質向上による支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ 小中学校における、不登校やいじめ問題についても、引き続き憂慮すべき現状があります。
- ◆ 子どもを取り巻く状況は、暴力行為等の問題行動、児童買春や児童ポルノのまん延など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生に加え、学校非公式サイトでの悪口、誹謗中傷の書き込みなどのいわゆるネットいじめ、携帯電話・スマートフォンの危険性や生活習慣の乱れにつながる依存性の問題など依然憂慮すべき状況が続いています。
- ◆ ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の社会的自立の遅れは社会問題となっています。

### 2 今後の施策の在り方

これまで、京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を築いていくため、「子どもを共に育む京都市民憲章」や「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」等に基づく実践を展開し、家庭、地域、学校、企業など社会のあらゆる場に広げるとともに、子どもの人権と幸せを第一に考え、子どもにとって最善の利益を追求する取組を進めます。

また、平成 25（2013）年に制定された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、並びにいじめの再発防止の施策等を総合的に推進する「京都市いじめの防止等に関する条例（仮称）」を制定し、市民ぐるみで、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境の実現を図ります。

（子どもを共に育む京都市民憲章の推進）

- 憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう施策を展開

（児童虐待対策の推進）

- 児童相談所をはじめとした関係機関の対応力を強化するとともに、多様な関係機関が連携して家庭支援を行う仕組みづくりの推進
- 子育てへの不安や負担感、孤立感を持つ家庭に対して、子育てに関する相談、情報、交流の場の提供など、児童虐待未然防止の取組の充実
- 日常的に子どもに接する立場にある教職員による、「虐待」や「虐待の兆候」の早期発見と P T A や地域諸団体等との連携による「予防的啓発」の徹底、児童相談所をはじめ関係機関との連携の強化

- 個々の事例に応じた児童相談所をはじめとする関係機関の連携とネットワークの強化
- 児童虐待に対する認識及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図るため、様々な媒体を利用した広報啓発活動の推進

(不登校、いじめ、問題行動)

- スクールカウンセラーの全市立小・中・高・総合支援学校への配置や社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーの活動など、子どもに対する心のケア、教育相談体制の充実
- 問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するなど、三者が連携した課題解決に向けた取組の推進
- 子どもの規範意識を育み、いじめや問題行動の改善を目指す非行防止教室を警察と連携して推進するとともに、児童相談所、家庭裁判所等関係機関と連携し、問題行動対応、立ち直り支援等の推進
- 「京都市いじめの防止等に関する条例（仮称）」に基づく、いじめ防止等の取組の推進

(ニート、ひきこもり)

- ニート、ひきこもりなどの困難な状況にある子ども・若者に対しての、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」等の取組を中心とした、教育、福祉、保健、医療、雇用等の幅広い関係機関の連携による、早期からの総合的・継続的な支援の推進

(子育て支援ネットワークの充実)

- 子育てを支え合う地域社会の構築を目指し、子どもや子育てに関わるネットワークを一層強化・発展させていく取組の推進

(子育て家庭への支援)

- 子育てに対する孤立感・負担感から、児童虐待に至るなどの事態もあることから、行政施策等による支援の継続的实施と支援が必要な世帯の利用につなげていく取組の推進
- 男女が共に子育てと仕事の両方を大切にし、母親に負担が集中している現状を改善するため、働き方の見直しや男性の子育てへの参加を促進する取組の推進
- 職場における子育てへの理解・協力の促進や地域による子育ての支援などにより、子どもを持つ親の不安感、負担感、孤立感を解消し、子育てに喜びを感じられる社会環境を醸成する取組の推進

(子育てを支え合える地域社会づくり)

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、人づくり21世紀委員会、その他多くの地域団体が行う子育て支援活動を核として、地域全体で子ども・子育てを温かく見守り、支えあう風土づくりとともに、より広範な地域住民が子育て支援に参画できるよう一層の取組の推進

(携帯電話・インターネット)

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に定める施策を推進するとともに、携帯電話・インターネットの危険性や依存性を十分認識したうえで、各校において、家庭との連携の下、子どもの実態を踏まえた

## 指導の徹底

### (安全教育)

- 学校の安全管理体制を一層充実するとともに、I T機器の活用等により安心安全に関する情報を発信するなど、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの安全」の推進
- 身の周りに起こり得る危険を予測する学習を通して自分の行動を見直し、交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組の推進

### こんな場合はどうすれば…

- ◆ 子どもの虐待についてどこに相談や通報をしたらよいか分からない…  
⇒ 京都市児童相談所にて「子ども虐待S O S 専用電話」を設置して、3 6 5 日、2 4 時間対応で相談を行っています。
- ◆ 子育てについて不安や孤立感を感じている…  
⇒ 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館や京都市教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）、児童相談所・第二児童相談所、各福祉事務所（子ども支援センター）において、相談を行っています。また、京都市P T A連絡協議会、（公財）京都市生涯学習振興財団、京都市教育委員会の三者により、「親と子のこころの電話」を設置しています。
- ◆ 子どもがいじめを受けているが、どうすればよいか分からない…  
⇒ 通学されている学校の先生や教育委員会に御相談ください。  
教育委員会では、「いじめ相談2 4 時間ホットライン」を開設し、3 6 5 日、2 4 時間体制で電話相談を行っています。
- ◆ 学校を卒業した子どもが家にひきこもっており、どうすればいいか分からない…  
⇒ 京都市中京青少年活動センターと京都市教育相談総合センターの2 箇所「子ども・若者総合相談窓口」を設置しており、ニート、ひきこもりなどでお悩みの子ども・若者やその御家族からの相談をお受けしています。

※ 京都地方法務局において実施している人権擁護委員による「子どもの人権1 1 0 番相談電話」でも上記事例の相談をお受けします。

## 【高齢者の人権擁護と支え合う健康長寿のまちづくり】

高齢者の尊厳が保たれ、心身共に健康で充実した「幸」齢期を送ることができ、高齢者ひとりひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなでつくります。

### 1 主な課題

- ◆ いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向け、高齢化の加速度的な進展が見込まれている中、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要があります。
- ◆ 増加が見込まれる認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見、早期対応に努める必要があります。

### 2 今後の施策の在り方

「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年を見据え、市民ひとりひとりに対し、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図るとともに、認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者を支援するため、認知症施策や権利擁護の充実に加え、ひとり暮らし高齢者等の地域における見守り等の一層の推進により、高齢者ひとりひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域ぐるみで連携して助け合い、支え合うまちづくりを進めます。

#### (虐待)

- 区役所・支所、地域包括支援センター、地域の関係者や介護サービス事業者等が一体となった地域の高齢者への権利侵害の早期発見、早期対応する取組の推進
- 緊急時に一時的に避難できる場所の確保や、施設・事業所における虐待防止の徹底、虐待に関する啓発・研修会等の実施

#### (権利擁護)

- 成年後見制度を必要とする方の発見から利用まで一貫した支援の実施や、市民後見人の養成による後見人の確保と制度の一層の利用促進

#### (認知症施策)

- 認知症に関する知識や正しい理解の更なる普及及び認知症高齢者や家族が地域社会から孤立しないための啓発活動の推進
- より身近な地域で認知症に関する専門的な相談が受けられる機会を充実し、認知症予防を図るとともに、医療と介護の連携による認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた体制構築の推進

#### (介護サービス)

- 介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいでの生活が継続できるよう、在宅生活を支えるための居宅系サービス及び地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの整備推進
- 特別養護老人ホーム入所者のその人らしい生活の尊重と継続を図るための個室・ユニットケアの推進

(見守り)

- 日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で高齢者を見守り、支援するためのネットワークづくりの推進

(社会参加)

- 高齢者のライフスタイルに応じた生きがいづくりを支援するため、高齢者の多様性・自主性を尊重しながら、高齢者の知恵や経験、技能を、社会の様々な分野に生かす担い手づくりとしての取組の推進

(世代を超えて支え合う意識の共有)

- 世代を超えて支え合う意識の共有を図るため、多世代が交流できる身近な場の提供
- 本市や民間団体等が開催するイベント等において、多世代が参加し、交流を図る取組を進めるなど、様々な機会を通じた市民への啓発の推進
- 高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のため、高齢者の人権について市民ひとりひとりが自ら考える機会の提供等による意識啓発の推進

(学校教育)

- 生活科や総合的な学習の時間での高齢者との交流や伝統文化、福祉をテーマにした学習の推進
- 「生き方探究・チャレンジ体験」(職場体験活動) 推進事業等における高齢者福祉施設への訪問及び高齢者との交流の促進

**こんな場合はどうすれば…**

- ◆ 高齢者の介護や認知症について困っている…  
⇒ 京都市長寿すこやかセンターでは、高齢者や御家族の方からの各種相談をはじめ、高齢者に係る虐待をはじめとした権利擁護についても御相談いただけます。
- ◆ 認知症のため介護サービスを利用したいが自分で契約できなので、成年後見制度を利用したい  
⇒ 京都市成年後見支援センターに御相談ください。
- ◆ 高齢者をねらった強引な電話勧誘や訪問販売などにより契約を結ばされて、困っている…  
⇒ 京都市消費生活総合センターに御相談ください。

## 【障害者の人権擁護と互いに支え合うまちづくり】

障害のある人への理解促進や権利擁護の推進，社会参加できる環境づくり，相談支援体制の強化等を進め，障害のある人もない人も，全ての人が違いを認め合い，支え合うまちづくりを推進します。

### 1 主な課題

- ◆ 当事者の高齢化及び障害の重度化並びに介助者の高齢化に伴い，権利擁護など様々な支援のニーズに合った対応が求められています。
- ◆ 障害のある人への調査結果では，障害や障害のある人に対する理解や啓発の更なる充実が求められています。
- ◆ 道路の段差や建築物等のバリアフリー化を進めてきましたが，今後もこれらのニーズは増大・多様化することが予想されることから，更なる取組の推進が求められます。
- ◆ 障害者権利条約の発効や障害者差別解消法の制定を踏まえ，障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に係る取組を社会全体として推進していく必要があります。

### 2 今後の施策の在り方

障害の有無という区別の仕方や，福祉的な施策の対象者という捉え方ではなく，障害のある市民もない市民も，人権を尊重される社会の対等な構成員，権利の主体であるとともに，社会の一員として責任を分担する存在であるという視点の下，障害を理由とする差別を解消し，障害のある人もない人も，全ての人が違いを認め合い，支え合うまちづくりを推進していきます。

(障害者虐待の防止)

- 虐待があった場合の被虐待者やその養護者への支援
- 障害福祉サービス事業所等で障害者虐待があった場合の被虐待者への支援と事業者への指導実施
- 虐待防止に係る周知・啓発に努めるとともに，相談支援事業者等で構成する専門部会及びシンポジウムを通して具体的な事例検討の実施

(障害のある人の権利擁護の促進)

- 障害のある人の権利擁護を推進するためのネットワークの構築
- 知的障害や精神障害のある人の権利が守られ，住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため，成年後見制度や，福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業の利用促進

(精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり)

- 精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及啓発
- こころのふれあい交流サロン等精神障害のある人の地域生活を支えるための支援の充実
- 社会的入院者への退院に向けた地域移行・地域定着支援の推進
- 精神科病院への実地指導の実施，精神医療審査会の開催等による人権に配慮した適正な精神科医療の確保及び推進

(障害のある人の就労支援)

- 福祉・教育・労働関係機関や企業、行政等の連携により、障害のある人が、生きがいと希望を持って働き続けることができるような就労支援の推進
- 企業等における障害者の積極的な雇用促進や、障害のある人もない人も共に働くことのできる環境づくりを促進するための啓発の促進

(発達障害児者及びその家族への支援の充実)

- 発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発・研修の4機能の事業を展開

(相談支援)

- 地域での相談の強化のために、地域の相談支援体制の充実と相談支援の質的向上

(ユニバーサルデザイン・まちづくり)

- 誰もが障壁を感じることをない生活環境をつくることを目指した京都市みやユニバーサルデザイン推進条例に基づく取組の推進
- 建築、公共交通機関、道路、公園等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるバリアフリー化を推進
- 全ての人が社会で活動しやすい環境づくり、またその重要性について理解を深め、自然に支え合うことができる「こころのユニバーサルデザイン（バリアフリー）」の推進

(社会参加・交流の促進)

- 障害のある人とない人の協働と交流の促進、地域の人々との触れ合いやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進
- 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう支援員の派遣や、点訳奉仕員・音訳奉仕員・手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者・盲ろう支援員の養成講座等の実施
- 障害のある人がスポーツを楽しめる場の提供や障害者スポーツの裾野を広げる取組の推進

(啓発)

- 障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進

(保育・学校教育)

- LD等の支援の必要な子どもの特性や必要な配慮等の情報を、就学前施設から小学校に伝える「就学支援シート」の充実を図り、障害のある子どもへの切れ目のない支援を実施
- 就学前児童の保護者や就学前施設等の関係者への情報提供や啓発の実施
- インクルーシブ教育の理念のもと、子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえたきめ細かい就学相談の実施や支援体制の構築
- LD（学習障害）や高機能自閉症等の発達障害の状態や特性に基づき指導の目標や内容を明確にし、家庭との連携を基本とした指導の実施
- 小中学校育成学級及び総合支援学校等に在籍する障害のある子どもたちや、普通学級で支援を必要とする子どもたちの学習上・生活上の課題を明確化し、全教職員

の共通認識の下，一貫性のある組織的指導の取組推進

- 必要な支援の検討や実践等を校内委員会を中心として組織的に行う体制を確立し，課題解決に向けた学習内容や指導形態の工夫を行い，教職員が一体となって子どもに応じた必要な支援・指導の充実
- 全総合支援学校に設置している「育（はぐくみ）支援センター」における，総合育成支援教育についての相談・支援体制の充実
- 企業就職を希望する生徒や保護者のニーズに応えるため，総合支援学校高等部職業学科において，働くための知識や技術と共に意欲向上につながる取組の充実

#### こんな場合はどうすれば…

- ◆ 障害のある人の状況を分かってくれる人に悩みごとを相談したい。  
⇒関係機関・団体により相談窓口がありますので御利用ください。
  - 身体障害のある方：公益社団法人京都市身体障害者団体連合会
  - 知的障害のある方：一般社団法人京都手をつなぐ育成会
  - 精神障害のある方：京都市こころの健康増進センター
  - 発達障害のある方：（18歳未満）児童福祉センター（南区，伏見区以外にお住まいの方）  
第二児童福祉センター（南区，伏見区にお住まいの方）  
（18歳以上）京都市発達障害者支援センター「かがやき」

## 【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】

人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指して、市民との協働により、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発などの様々な取組を進めていきます。

### 1 主な課題

- ◆ 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、様々な取組を進めてきました。引き続き、未だ解決に至っていない取組について早期完了に向けた改革・見直しを進めていく必要があります。
- ◆ インターネット上への悪質な書き込みや身元調査等による戸籍等の不正取得を防止するために適正な対応をする必要があります。
- ◆ 人権に関する市民意識調査（平成25年11月実施）の結果では、住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、旧同和地区やその出身者の方を「気にする」という回答が依然としてあることから、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があります。

### 2 今後の施策の在り方

「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、未だ解決に至っていない取組について早期完了に向けた改革・見直しを進めていきます。

さらに、インターネット上の掲示板等への悪質な書き込みや身元調査等による戸籍等の不正取得などの人権侵害に当たる行為を許さない社会づくりや差別意識の解消に向けて、市民との協働により、人権教育・啓発の取組を一層進めていきます。

（第三者による住民票の写し等の不正取得の防止）

- 住民票の写し等の不正取得の防止を図るとともに、第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用

（啓発）

- 広報、学習機会の提供、自主的な取組の支援を中心に、関係機関とも連携を図りながら、市民への啓発及び企業・団体等への啓発の取組を推進
- 企業等における就職の機会均等を保障する公正な採用選考を促進するための啓発活動の推進

（教育）

- 保護者との連携の下、ひとりひとりの子どもたちの豊かに伸びる可能性を引出し、主体的な生きる力をつける保育・教育の推進
- 全ての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育としての取組の一層の充実
- 「人権教育指導資料集」等を効果的に活用した、人権問題解決への実践的態度の育成

### こんな場合はどうすれば…

- ◆ 会社で同和問題に関する研修を行いたい…  
⇒ 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課では、市民団体や企業等で行われる同和問題をはじめとした人権に関する研修会への講師の派遣、研修用資料の提供、ビデオ・DVDの貸出し等の相談を行っています。

## 【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】

外国籍市民をはじめとする多様な文化的背景を持つ人を含めた全ての人々が暮らしやすく、また、知識や能力をいかして地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送れるまちづくりを進めていきます。

### 1 主な課題

- ◆ 民族や国籍が違うということだけで、偏見や誹謗中傷（ヘイトスピーチなど）をはじめとする差別的事象が見受けられます。
- ◆ 近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立するなどの問題が出てきています。

### 2 今後の施策の在り方

「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～改訂版」に基づき、多様な国籍、文化的背景を持った外国籍市民等が自らの知識や能力を活かして地域社会で活躍できることで、外国籍の人だけでなく、多様な文化的背景を持つ人を含めたあらゆる市民がより豊かな生活を送れるまちを目指します。

（コミュニケーション支援）

- 新たな定住外国人の増加を踏まえた多言語化等のきめ細やかで確実な情報提供と相談事業の充実
- 外国籍市民等がより円滑に生活を行えるよう、日本語及び日本社会に関する学習の支援

（生活支援）

- 日本の理解が十分でない児童・生徒やその保護者に対する教育・子育て支援の充実
- 外国籍の高齢者や障害のある方が安心して利用できるよう福祉・保健・医療の充実
- 確実な情報提供や地域における協力関係の構築等の防災対策・危機管理の充実
- 「留学生1万人」の目標実現に向けた受入環境の整備等の留学生に対する支援の充実

（多文化共生の地域づくり）

- 外国籍市民等が活躍できる機会の提供や地域住民との交流などの社会参画の促進
- 特定の民族や国籍に対して誹謗中傷する憎悪表現「ヘイトスピーチ」等について、関係機関・団体と緊密に連携し適正に対応するとともに、差別を許さない多文化を尊重する意識啓発・人づくりの推進

（保育・学校教育）

- 子ども同士がお互いの文化の違いを認め合い、お互いを尊重しあえる心を育てる保育の推進や乳幼児期から多様な文化に触れる取組の推進
- 全ての児童・生徒に自国の文化と伝統を理解させるとともに、外国籍だけでなく、多様な文化的背景を持つ児童・生徒の民族的、文化的アイデンティティを大切にす

る取組の推進

- 学校における様々な教育活動の場を活用して、全ての児童・生徒が多文化共生の意識を高めることができる取組の推進
- 外国籍だけでなく、多様な文化的背景を持つ児童・生徒ひとりひとりの自己実現に向けた学力の向上と個性の伸張を目指した取組の推進及び「生き方探究（キャリア）教育」の視点に立った進路指導の充実
- 日本語指導を必要とする児童・生徒や新たな渡日外国人等について、ひとりひとりの実態を踏まえた日本語指導や、全ての子どもたちの理解を促す授業改善及び生活適応促進等の取組の推進

#### こんな場合はどうすれば…

- ◆ 来日後間もなく日本語が不自由だが、日常生活上の疑問や困りごとを相談したい。  
⇒ （公財）京都市国際交流協会において、京都で暮らすために必要な情報を多言語で提供しています。また、法律相談や出入国管理手続等の相談・支援を行っています。

## 【感染症患者等の人権擁護】

「正しい知識と感染症患者等の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進」、「相談体制、関係機関連携の充実及び人材育成」、「市民が受けやすい検査体制の整備」などの取組を進め、H I V陽性者等の感染症患者に対する偏見・差別のない「共に生きる社会」の実現を目指します。

### 1 主な課題

- ◆ 青少年への感染症についての正しい知識の普及・啓発については、現在も啓発体制が確立できているが、中高年については今後、各自の職場や地域生活の場で正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。
- ◆ H I V陽性者に限らず、結核等の感染症患者への差別・偏見による施設への入所拒否や就業拒否等の問題があります。

### 2 今後の施策の在り方

様々な感染症については、感染した方を社会から切り離すといった視点で捉えるのではなく、患者等が差別や偏見を受けない社会を実現するために、科学的根拠に基づく正しい知識の普及や、広域的な啓発活動を推進することが重要です。

更に、患者等の人権を尊重し、ひとりひとりが安心して医療を受けて早期に社会に復帰できる等の健康な生活を営むことができる権利、個人の意思の尊重、自らの個人情報を知る権利と守る権利等に配慮して、取組を進めていきます。

(相談・検査体制)

- プライバシーに配慮した感染症患者等の相談体制の充実
- 利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査体制の充実

(人材育成)

- 検査・相談担当者が、人権やセクシュアリティの多様性を理解したうえで支援することができるような幅広い研修の推進

(啓発)

- 感染症について正しく理解するための啓発活動の推進

(教育)

- 学校や職場等における感染症に関する正しい知識の伝達
- 感染予防と人権尊重の観点から、発達段階に応じて、エイズ等の疾病概念、H I V感染経路及び予防方法を児童・生徒に正しく理解させる指導の推進
- H I V感染や性感染症等の予防は性行動とも密接な関わりを有するため、男女の敬愛と人間としての在り方・生き方に深い関わりを持つ「性に関する指導」と連動させたエイズ教育の推進

### こんな場合はどうすれば…

- ◆ H I V検査、相談を受けたいと思ったら…  
⇒ 各区の保健センターにて実施していますので、お問い合わせください。

## 【犯罪被害者の人権擁護】

犯罪被害者やその家族又は遺族が元の平穏な生活を取り戻すため、社会全体でしっかりと支え、また、ひとりひとりが犯罪被害者の置かれている状況を理解し、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

### 1 主な課題

- ◆ 犯罪被害者やその家族又は遺族は、犯罪による生命や身体への直接的な影響だけでなく、心身の不調や苦痛などにも苦しめられながら、十分な支援が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くあります。
- ◆ また、犯罪被害後において、捜査・報道・裁判・相談等の負担や周囲の理解不足や不用意な言動等を受けることにより、さらに傷つき苦しむ二次的被害も問題となっています。

### 2 今後の施策の在り方

京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

そのために、市・市民・事業者・民間支援団体などの関係機関が相互に連携・協力して、社会全体で犯罪被害者等の支援を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深めるため、啓発・教育を行います。

#### (支援対策)

- 犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期に渡って途切れない支援を行うワンストップ窓口として、京都市犯罪被害者支援総合相談窓口を設置

#### (啓発・教育)

- 犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援に関することについて市民や事業者が理解を深めるために、『犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）』などにおいて、広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施

#### こんな場合はどうすれば…

- ◆ 犯罪や事故などの被害で困っている…  
⇒ 京都市犯罪被害者総合相談窓口で、相談・情報提供などの必要な支援を行います。

## 【ホームレスの人権擁護と自立支援】

「総合的な支援」、「自立支援施策の推進」、「居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解」などの取組を進め、「ホームレス自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に取組を進めます。

### 1 主な課題

- ◆ 様々な支援施策を推進した結果、ホームレス数は10年前と比較すると約8割減少していますが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっています。
- ◆ 本市の支援施策がホームレスの間に広く認知される一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況が生じています。
- ◆ ホームレス状態にある人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権に関わる重大な問題が発生しています。

### 2 今後の施策の在り方

本市では、現在、平成21年に策定した「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき、ホームレスの自立支援施策を総合的に推進しています。

今後、国のホームレス支援に関する施策体系の見直し等の状況を踏まえ、現行計画に代わる次期ホームレス支援計画を策定し、引き続きホームレスの自立支援施策を進めていきます。

(勤労)

- ホームレスの就労による自立を支援するため、京都市自立支援センターを運営し、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供及び公共職業安定所と連携し就労支援の実施

(社会参加)

- 路上生活から居宅生活に移行した者に対して、居宅生活及び地域社会への定着を図るための取組を行う民間団体等に対して助成を行う「京都市ホームレス地域サポート事業」の実施

(相談)

- ホームレスの起居する場所を訪問し、相談・支援を行う「京都市ホームレス訪問相談事業」の実施
- 多重債務等、自立に向けた阻害要因を抱えるホームレスに対し、弁護士による相談の機会を提供する「京都市ホームレス無料法律相談事業」の実施

### こんな場合はどうすれば…

- ◆ ホームレスの方で、借金の整理など法的問題を抱え困っている…  
⇒ 京都市中央保護所で相談、支援を行っています。
- ◆ ホームレスの方で、生活の相談をしたい…  
⇒ 各区役所・支所の支援保護課・保護課で相談を行っています。

## 【安心して働き続けられる職場づくり】

働く意思のある人が、その能力を十分発揮でき、安心して働くことができるような、また、やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れるような職場の環境づくりを働き掛けていきます。

### 1 主な課題

- ◆ やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たし、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」についての認知度を高めるとともに、企業における環境整備の支援が必要です。
- ◆ 職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせが顕在化してきています。
- ◆ 低経済成長による働く状況の変化やいわゆるブラック企業による若者の「使い捨て」などが大きな社会問題となっています。

### 2 今後の施策の在り方

仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の更なる推進のために積極的な啓発広報に努めるとともに、人権尊重に基づく職場づくりについて、企業の理解と意識向上を図るための学習の場や情報を提供していきます。

(真のワーク・ライフ・バランスの促進)

- 「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉や考え方の周知のため、IT等を利用した様々な啓発強化及び市民意識の向上
- 企業における職場環境整備を支援するため京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金制度について積極的な広報
- 市民が主体的に「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する社会機運を盛り上げるため、「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード募集など、実現に向けて様々な方法で取り組む市民を発掘し、その活動を広く発信

(啓発・広報)

- 企業を対象とした人権に関する啓発講座等を通じて、パワーハラスメントをはじめとする職場でのいじめ等の人権侵害についての理解と意識の向上を促し、人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図るとともに、働く人への相談機関の情報について積極的に提供

### こんな場合はどうすれば…

- ◆ 「真のワーク・ライフ・バランス」についてもっとよく知りたい…  
⇒ 施策の所管課である京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課までお問い合わせください。
- ◆ 職場内でのいじめやパワーハラスメントで悩んでいる…  
⇒ お勤め先の相談部署に御相談いただくか、京都労働局で実施している「総合労働相談」に御相談ください。

## 【様々な課題】

先に掲げた重要課題のほか、社会情勢の変化等に伴い、人権に関する様々な課題が見受けられるようになってきており、新たな動きにも目を向けていく必要があります。

様々な人権課題について正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の状況も踏まえながら、社会全体で支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して、取り組んでいきます。

### （L G B T（※）等の性的少数者）

認知されつつあるものの、まだまだ社会の理解は低いという現状であるため、社会生活の様々な場面で偏見や差別にさらされ、当事者自身が精神的な苦痛を受けるだけでなく、社会参加が困難な状況に置かれています。

※ L（レズビアン・女性同性愛者）、G（ゲイ・男性同性愛者）、B（バイセクシュアル・両性愛者）、T（トランスジェンダー・性同一性障害を含む体と心の性が一致しない人）の頭文字を並べた言葉である。

### （刑を終えて出所した人）

本人の真摯な更生の意欲がある場合でも、一般の人の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい現実があります。

### （アイヌの人々）

民族としての歴史やアイヌ語、独自の伝統、文化に対する理解と認識が不足し、アイヌの人々の民族としての存在や誇りを尊重する考え方が欠如していることなどがあります。

### （プライバシーの侵害）

現代の情報化社会においては、本人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっています。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報が漏えいしたり、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生しています。

また、身元調査のように差別的な行為につながる、加重的な人権侵害が引き起こされています。

### （インターネットによる人権侵害）

ホームページにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用者間における情報の交換等において、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等が一方的に掲載される事例など、重大な人権侵害が頻発しています。また、一旦ホームページ等に掲載されてしまうと、短期間のうちに広範囲に広まってしまい、削除することが困難になるという情報化社会特有の深刻な状況にあります。

### （婚外子・ひとり親家庭）

婚外子（非嫡出子）については、法改正により状況が改善されている面も出てきて

いるものの、依然として社会の中に差別が残っています。

また、ひとり親家庭についても、就業面等で厳しい状況に置かれている問題などがあります。

(東日本大震災に起因する人権問題)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が懸念されます。

### 第3章 人権施策の推進

人権施策について、「教育・啓発」「保障」「相談・救済」の分類に基づき、それぞれにおける重点的に取り組む事項を掲げます。これは、各重要課題の取組を縦軸とするなら、それぞれに共通する横軸の取組に当たるものと言え、両者の総合的な取組により、人権文化の構築を進めます。

#### 1 教育・啓発

市民一人一人が、自己及び他者の人権の大切さを認識し、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の構築に向けて、人権教育・啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体等との連携の下、対象に応じて、きめ細かく効果的に推進します。

人権教育・啓発の目的は、多様な教育・啓発活動を通じて、市民一人一人が、自らの人権の大切さと、全ての人の人権を尊重することの重要性を認識し、そのことにより、日常生活の中での考え方や行動が人権尊重の精神に基づいたものとなることにあります。

市民意識調査の結果から、広く、市民に関心を持ってもらえるような取組や人権に関する情報に接する機会が少ない若い世代への取組の必要性、企業が人権尊重の視点を大切にし、その社会的責任を果たすことが求められていることなどがうかがえることから、対象や関心に応じたきめ細かな人権教育・啓発を推進します。

市民、企業、関係機関・団体及び行政の連携した取組により、人権文化の息づくまちづくりが継続的、発展的に進められることが、望まれる姿であると言えます。

##### (1) 人権教育

###### ア 家庭教育

「京都はぐくみ憲章」(※)の理念(「子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守る」「子どもから信頼され模範となる行動に努める」等)を踏まえ、日常生活を通じて大人自身が模範となることにより、大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育の推進を図ります。

※「子どもを共に育む京都市民憲章」(平成19年2月5日制定)の愛称

###### [具体的な取組項目]

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の理念を総合的に推進するための条例(※)に基づき、毎年度定めている具体的な実践方策である「行動指針」に基づいた取組を進める。  
※「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」(平成23年4月施行)
- ・ 市立学校・幼稚園において、親自身が育ち学ぶ機会として保護者対象に実施されている「家庭教育講座」等の場を活用し、家庭を取り巻く環境等を踏まえた人権課題を学習する取組を進める。

## イ 学校等における人権教育

### (ア) 保育所・幼稚園

保育所や幼稚園においては、豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、生涯にわたる人格形成の基礎を培う心情・意欲・態度を育むことを目標として、「子どもの権利条約」を踏まえ、保育の主体は子どもであるとの視点に立った保育を行い、自己肯定感や人への信頼関係を育み、相手を尊重する気持ちを培うなど、道徳性の芽生えを培います。

#### [具体的な取組項目]

- ・ 幼児一人一人の心を受け止め、子どもの主体性や意欲を引き出し、発達の特徴に応じた遊びや生活が経験できるようにする。
- ・ 美しいものや自然、伝統行事、身近な動植物等に直接触れる機会を大切にした保育を行い、畏敬の念や生命を大切にする気持ちが養われるようにする。
- ・ 集団生活の中で、人との関わりを深められるように環境を整え、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育むようにする。

### (イ) 学校

自ら進路を切り拓き、自立して生活することができるとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動が取れる子どもの育成、すなわち、「人権という普遍的文化」の担い手を育成します。

#### [具体的な取組項目]

- ・ 子どもの個性や特性を尊重し、自己実現を可能とする力を身に着ける場を保障し、一人一人を確実に育てあげる実践を進める。
- ・ 全ての学校教育活動において人権尊重の精神が徹底している取組を進める。
- ・ 子どもたちが人権についての理解・認識を深め、人権を守る意欲や態度を育むとともに、人権に関わる問題解決のために行動できる力を培う。
- ・ 人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、組織的な取組を進めるとともに、家庭・地域等とも連携し、地域ぐるみの行動につながるよう働き掛ける。

## ウ 社会教育

「京都はぐくみ憲章」の理念の下での子どもたちを取り巻く人権問題に関するPTA活動等の支援や、男女共同参画社会の推進等に向けて取り組む地域女性団体活動の支援等を通じて、人権の各重要課題を広く保護者・市民に啓発し、人権問題は市民一人一人の身近な問題であり、社会全体の問題として全ての人の人権を尊重する機運づくりを図ります。

#### [具体的な取組項目]

- ・ 憲法月間人権啓発パレード、人権月間PTA街頭啓発、PTA指導者育成事業等、

P T Aにおける取組の支援や家庭教育講座を通じて、保護者をはじめとする幅広い市民に人権の各重要課題、とりわけ子どもたちを取り巻く人権課題について、啓発活動に取り組む。

- ・ 人権問題は市民一人一人の身近な問題であり、自らの人権の大切さを正しく認識することができるよう、各重要課題に関して京都市P T Aフェスティバルにおける啓発活動や生涯学習施設での講演事業等を行う。
- ・ 男女共同参画社会の推進をはじめ、子育て、環境、教育、福祉等、様々な課題解決に向けた地域女性団体の学習や実践活動を支援する。

## (2) 人権啓発

### ア 市民への啓発

市民意識調査の結果も踏まえ、より多くの市民に人権に対する関心を持ってもらえるよう、行政が市民に働き掛ける「広報」に重点的に取り組みます。そのうえで、市民の関心・理解の高まりに応じて、市民との協働による「学習機会の提供」、さらには、市民の「自主的な取組の支援」に啓発の重点を移していきます。

「広報」は、人権の尊重や人権問題に気付き、人権意識を高めるための機会を作る手段として、対象に応じたきめ細かな情報発信、情報提供を行います。とりわけ、若年層については、テレビやインターネットから情報を得る機会が他の年齢層に比べて多いことから、I Tの積極的な活用などにより、必要な情報を確実に届けられるよう取り組みます。

「学習機会の提供」では、より幅広い市民の参加が得られるよう、関心や理解に応じたテーマ設定や手法など、きめ細かく工夫を加えながら進めるとともに、区等を単位とした身近な地域や本市の人権資料展示室において、学習の場づくりや交流事業を推進します。

「自主的な取組の支援」では、人権文化構築の主役は市民であるとの観点から、学習会や交流事業などの市民の自主的な取組に対し支援を行います。

これらの取組においては、全市民を対象とした一律的な活動だけではなく、市民の多様性を踏まえ工夫しながら進めることが重要です。例えば、京都は「学生のまち」であることから、学生や大学への人権情報の提供や、学生が自ら考えた自発的な取組への支援、テーマとしてインターネットに関する正しい利用法など、対象の特性等を踏まえながら、効果的な方法により進めます。

#### [具体的な取組項目]

##### ① 広報

- ・ フェイスブックやツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用した情報の発信
- ・ 人権情報誌の内容の充実及び定期的な発行
- ・ インターネットの活用にあたっての留意事項など、社会情勢を踏まえた人権上の課題に関する情報の提供

## ② 学習機会の提供

- ・ 講演会や映画上映会、音楽ライブを採り入れた事業等、ライフステージや人権課題に応じた啓発活動の実施
- ・ 区役所・支所等における啓発活動の充実
- ・ 情報の発信及び学習の場としての人権資料展示施設の活用
- ・ 多様な市民の間での交流事業の推進

## ③ 自主的な取組の支援

- ・ 市民団体、NPO、学生等が実施する学習活動や人権啓発活動への支援
- ・ 人権啓発サポート制度の充実と活用の促進

## イ 企業・団体等への啓発

少子高齢化、高度情報化、グローバル化等、社会が大きく変化する中で、障害のある方への合理的配慮や雇用の拡大、男女共同参画の推進、高齢者就労機会の拡大、適正な情報管理、多文化共生への理解等、企業や団体等が担うべき役割は大きなものがあります。

また、市民をはじめ多くの人々が働く場として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現やハラスメント（嫌がらせ、いじめ）防止など、人権の視点からの取組が進められることが期待されています。

公正な採用を含めた人権の尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくり、地域社会の一員としての役割などが、その社会的責任として主体的に取り組まれるよう啓発を進めるとともに、自主的かつ積極的に取り組む企業・団体等に対する支援を推進します。

### [具体的な取組項目]

- ・ 人権の視点からの取組を積極的に進める企業・団体等を顕彰する制度の創設
- ・ 内容を充実させた企業・団体等向け人権啓発講座の定期的な開催
- ・ 企業・団体等向けの内容を盛り込んだ人権情報誌、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の各種媒体を活用した啓発
- ・ 人権啓発サポート制度の充実と活用の促進

## ウ 関係機関等との連携

人権啓発は、様々な主体により取り組まれており、それらの連携を図ることにより、更に効果的な推進が図れます。市役所内の連携を密にし「融合」の視点から人権施策を総合的に推進することはもとより、「共汗」の視点から京都市方法務局、京都府等の行政機関、京都人権擁護委員協議会をはじめ、大学や（公財）世界人権問題研究センターなどの研究機関、市民団体等との協働により施策を推進します。

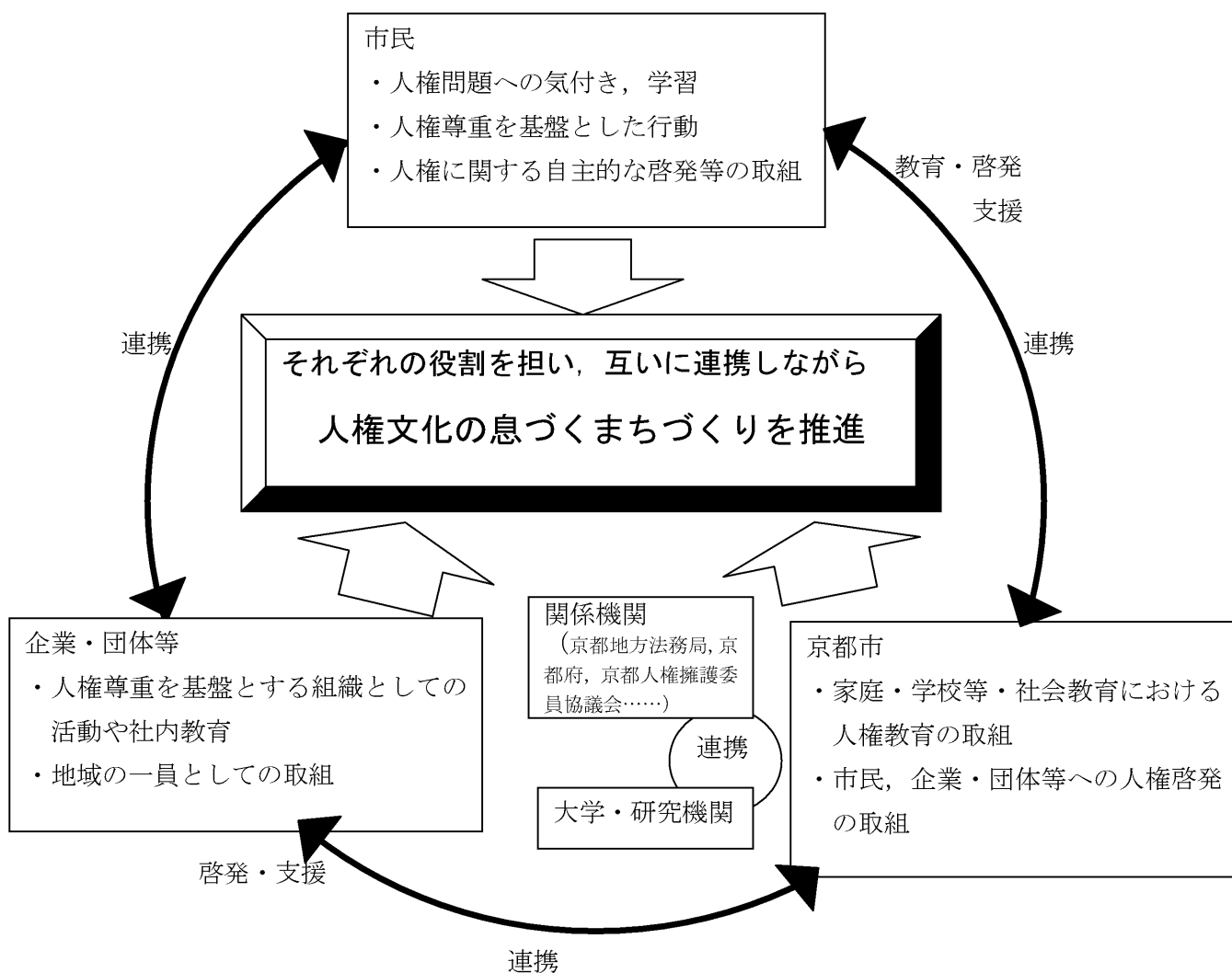
### [具体的な取組項目]

- ・ 京都市人権文化推進会議における市役所内の連携、京都人権啓発活動ネットワ

ーク協議会（事務局：京都地方法務局），京都人権啓発推進会議（事務局：京都府）  
及び京都人権啓発行政連絡協議会（事務局：京都地方法務局）を通じての関係機関  
との連携強化

- ・ 人権に関する啓発講座，街頭啓発，パネル展等の関係機関・団体との共同実施
- ・ 市民団体等が実施する人権啓発活動への支援
- ・ 人権啓発に関する大学や研究機関との連携

#### 人権教育・啓発の取組推進のイメージ



## 2 保障

社会の中において、他の人には保障されている人権が十分に保障されず、虐待や差別、また、社会参加の阻害など、人権侵害を受けている人や人権が侵されやすい状況にある人々が存在しています。

それらの人々の置かれている状況等の改善を図るための「人権保障」の取組を、社会的な背景やこれまでの取組の成果等を踏まえつつ、時代の変化に応じた的確な取組を推進します。

人権保障についての具体的な施策は、基本的にはそれぞれの各重要課題における分野別計画等の取組に基づき推進します（各重要課題における人権保障に関する施策の在り方については、前章に示します。）。

## 3 相談・救済

市民が、人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口で相談ができるよう、相談体制を充実させるとともに、その周知と関係機関によるネットワークを強化することにより、窓口が十分に活用され、円滑な相談・救済が行われるよう努めます。

全ての人の人権が尊重され、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、救済が必要な場合には、適切な救済機関による人権救済が受けられる仕組みが必要です。

人権侵害に対する被害者の法的救済は法律によるものであることから、関係法に基づく対応が図られているところです。国の法制度等の整備と歩調を合わせながら、本市においては、その円滑な利用に結び付ける相談体制の充実を図るとともに、十分に活用されるよう一層の周知を図ります。

また、複数分野に関わる相談への対応等を円滑に進めるため関係機関（※）によるネットワークの強化を進めます。

※ 市役所内の関係課、京都地方法務局、京都府、京都人権擁護委員協議会など

### （１）各種の相談に応えられる体制の充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談が増加傾向にあることや、外国人の増加に伴う多言語による相談対応の必要性など、相談者のニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。また、複雑化・多様化する相談に対応するために、従事する職員の資質向上のための研修の充実を図ります。

[具体的な取組項目]

- ・様々な相談に対応できる体制の充実
- ・相談員の育成と研修の充実

## （２）相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実

人権問題が複雑化、多様化する中、相談・救済機関の連携が図られるよう関係機関相互のネットワークを強化します。

[具体的な取組項目]

- ・関係機関によるネットワークの強化

## （３）相談機関等に関する情報の周知

市民が、人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口で相談ができるよう十分な周知を図ります。

[具体的な取組項目]

- ・相談・救済に関する機関・制度等をまとめた「人権相談マップ」の内容充実

## （４）人権擁護委員活動との連携

啓発、相談や人権侵犯事件に関する調査などを行う人権擁護委員の活動を市民に周知するとともに、活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を図ります。

[具体的な取組項目]

- ・人権擁護委員活動との連携による相談体制の充実及びその周知の強化

### 人権相談・救済の取組推進イメージ

